



土木工事等に係る施工図等の印紙税の取扱いについて（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成 9 年 10 月 30 日

管 第 696 号
平成 9 年 10 月 30 日

部 内 各 課（室）長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

管 理 課 長

土木工事等に係る施工図等の印紙税の取扱いについて（通知）

このことについては、平成 9 年 7 月 8 日付管第 316 号で土木部長より通知したところですが、適用に当たっては下記の事項に留意するよう、貴課・所職員に周知してください

記

- 1 「施工図等」は、契約約款第 9 条第 2 項第 2 号の請負者が作成した詳細図等であり、「覚書」は請負契約時に締結するものとする。
ただし、発注者が契約約款第 9 条第 2 項第 2 号の監督員権限を監理者（設計事務所等）に委託する場合は、県は「覚書」を締結せず、監理者と請負者との間で締結するものとする。
- 2 「施工図等」は、契約図書における設計図書ではなく、当該契約に係る技術的書類として、設計図書の別冊図面を補足するもの又は従前に作成した「施工図等」を - 部修正するものであり、その受領は当初の契約内容を変更しない範囲内において行うものである。
従って、契約内容の変更を要する場合には、「施工図等」の受領によらず、設計図書の別冊図面の変更により、契約変更を行う必要がある。
- 3 「施工図等」の受領印押印は契約約款第 9 条第 2 項第 2 号に基づき監督員が行うものである。
- 4 契約変更後の「施工図等」の取扱いは、上記の 1 ～ 3 と同様とする。
- 5 「施工図等」は設計図書の別冊図面と同様に鳥取県会計規則第 140 条の定めるところにより扱うものとする。